

平成24年3月15日
原子力安全・保安院

調整器の期限管理状況に関する調査結果について

平成23年8月14日に宮崎県内で発生した調整器の故障に係る事故を契機に、宮崎県及び九州産業保安監督部において、既に調整器の実態調査を行ったところです。これを踏まえ、本省液化石油ガス保安課及び他の産業保安監督部等においても、同様の調査を実施いたしましたので、その結果について公表いたします。

1. 平成23年8月14日に宮崎県内で発生した調整器（※1）の故障に係る事故（※2）を契機に、宮崎県及び九州監督部において、既に調整器の実態調査を行ったところです。これを踏まえ、本省液化石油ガス保安課及び他の産業保安監督部等においても、同様の調査を実施いたしました。平成23年12月16日付けで行った本省所管のLPガス販売事業者に対する調査結果は以下のとおりです。

※1 調整器は、容器又は貯槽から発生したガスを消費に適した圧力まで減圧し、かつ、その供給圧力を一定に保持するための機器をいう。

※2 事故の概要：平成23年8月14日、宮崎県内の一般住宅において、住人が台所のレンジフードのランプのスイッチを入れたところ火災が発生し、住人1名が火傷を負い、台所に延焼するガス漏えい火災事故が発生した。原因は調整器が腐食しやすいリコール対象品であり、また、製造後14年と交換推奨期限を越えていたことから、長期使用中に内部に雨水が浸入して腐食が進行し、調整圧力が異常に高くなりガス漏れを起こしたものの。

調査対象事業者：本省所管LPガス販売事業者 51社

調査期間：平成23年12月16日～平成24年1月31日

回収率：98.0%（50社／51社）

調整器の総数1,443,377個に対し、期限切れは20,750個数（全体の1.44%）。各産業保安監督部等も含めた調査の結果は、別添資料をご覧ください。

2. 調査の結果、LPガス販売事業者はメーカーの交換推奨期限を超えたものについても計画的に交換していくとの方向を示しております。
3. なお、高圧ガス保安協会による調整器の事故の分析結果によれば、平成14年から平成23年に発生した調整器に関する事故186件のうち、雪害等の自然災害や接続作業時のミスなど使用年数に起因しないものを除くと43件であり、これらの原因は腐食及び劣化によるものとなっております。このうちの88%に相当する38件がメーカーの交換推奨期限である7年及び10年を超えてから発生しており、これらは交換推奨期限内に交換されていれば事故の発生を未然に防げたものです。

4. こうしたことを踏まえ、経済産業省は、LPガス販売事業者に対し、調整器の他、マイコンメーター、高圧ホース、警報器等についても、引き続き、期限管理を確実にを行い、交換推奨期限内の交換を進めていただくよう促してまいります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課長 福田 敦史

担当者：但馬、岡田

電 話：03-3501-1511 (内線 4951~3)

03-3501-1672 (直通)